



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
9月22日
号外(1)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

漁業権の設定の免許(水産課).....	1
内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則の認可(水産課).....	16

告 示

滋賀県告示第343号

令和5年9月1日付けをもって次のとおり共同漁業および区画漁業を免許したので公示する。

令和5年9月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

免許の内容

漁場計画公示番号	免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の氏名(名称)	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の時期	存続期間	個別漁業権または団体漁業権の別	条件
共第1号	共第1号	近江八幡市沖島町43番地	沖島漁業協同組合 代表理事 奥村繁	近江八幡市地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度12分19.5秒東経136度05分26.2秒 イ 北緯35度14分13.6秒東経136度02分52.0秒 ウ 北緯35度10分56.8秒東経135度59分02.4秒 エ 北緯35度09分30.9秒東経136度03分34.7秒	第一種共同漁業権 (しじみ、いけちょう貝、からす貝、たにし漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	
共第2号	共第2号	近江八幡市長命寺町29-4 野洲市吉川1645番地の5 大津市本堅田二丁	近江八幡漁業協同組合 代表理事 奥井敦史 中主漁業協同組合 代表理事 勝見昌和 堅田漁業協同組合	近江八幡市、野洲市地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度09分30.9秒東経136度03分34.7秒 イ 北緯35度08分46.2秒東経136度01分06.7秒 ウ 北緯35度10分12.8秒東経135度58分11.2秒 エ 北緯35度10分56.8秒東経135度59分02.4秒	〃	〃	〃	〃	

		目13番13号	代表理事 佐野高典							
共 第3号	共 第3号	近江八幡 市沖島町 43番地 近江八幡 市長命寺 町29-4 野洲市吉 川1645番 地の5 大津市本 堅田二丁 目13番13 号 大津市栄 町22番15 号 大津市大 石富川町 50番地	沖島漁業 協同組合 代表理事 奥村繁 近江八幡 漁業協同 組合 代表理事 奥井敦史 中主漁業 協同組合 代表理事 勝見昌和 堅田漁業 協同組合 代表理事 佐野高典 湖南漁業 協同組合 代表理事 小島俊明 勢多川漁 業協同組 合 代表理事 宇野昇	"	次のア、イおよびウの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度08分33.6秒東経135度59分13.4秒 イ 北緯35度10分12.8秒東経135度58分11.2秒 ウ 北緯35度08分46.2秒東経136度01分06.7秒	"	"	"	"	
共 第101号	共 第101号	大津市和 邇中浜官 有地	志賀町漁 業協同組 合 代表理事 谷市郎	高島市 鵜川地 先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度16分04.4秒東経135度59分40.5秒 イ 北緯35度15分53.9秒東経135度59分50.5秒 ウ 北緯35度16分03.8秒東経136度00分04.2秒 エ 北緯35度16分12.5秒東経135度59分54.9秒	第二種共 同漁業権 (小型定 置網漁業)	"	"	"	漁具は漁 船の航行 に配慮し 設置する こと。
共 第102号	共 第102号	"	"	大津市 北小松 地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度15分37.4秒東経135度58分57.8秒 イ 北緯35度15分26.2秒東経135度59分05.7秒 ウ 北緯35度15分35.3秒東経135度59分22.5秒 エ 北緯35度15分45.3秒東経135度59分12.3秒	"	"	"	"	"
共 第103号	共 第103号	"	"	"	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度15分03.5秒東経135度58分37.6秒 イ 北緯35度15分10.0秒東経135度58分30.4秒 ウ 北緯35度15分14.5秒東経135度58分33.2秒	"	"	"	"	"

					エ 北緯35度15分11.4秒東経135度58分43.7秒					
共 第104号	共 第104号	〃	〃	大津市 南比良 地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度12分53.0秒東経135度56分28.1秒 イ 北緯35度12分47.8秒東経135度56分42.2秒 ウ 北緯35度12分28.3秒東経135度56分21.9秒 エ 北緯35度12分41.9秒東経135度56分15.5秒	〃	〃	〃	〃	〃
共 第105号	共 第105号	〃	〃	大津市 八屋戸 地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度11分16.1秒東経135度55分04.7秒 イ 北緯35度11分13.2秒東経135度55分14.4秒 ウ 北緯35度11分19.5秒東経135度55分16.7秒 エ 北緯35度11分22.3秒東経135度55分07.4秒	〃	〃	〃	〃	〃
共 第106号	共 第106号	〃	〃	〃	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度10分47.7秒東経135度55分17.4秒 イ 北緯35度10分54.0秒東経135度55分02.7秒 ウ 北緯35度10分58.6秒東経135度55分05.9秒 エ 北緯35度10分56.7秒東経135度55分20.0秒	〃	〃	〃	〃	〃
共 第107号	共 第107号	〃	〃	大津市 和邇北 浜地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度10分28.3秒東経135度55分12.0秒 イ 北緯35度10分32.1秒東経135度55分10.4秒 ウ 北緯35度10分38.8秒東経135度55分27.0秒 エ 北緯35度10分28.6秒東経135度55分29.7秒	〃	〃	〃	〃	〃
共 第108号	共 第108号	〃	〃	〃	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度10分07.5秒東経135度55分29.8秒 イ 北緯35度10分12.4秒東経135度55分38.2秒 ウ 北緯35度10分18.5秒東経135度55分32.2秒 エ 北緯35度10分09.8秒東経135度55分24.5秒	〃	〃	〃	〃	〃
共 第109号	共 第109号	〃	〃	大津市 和邇中 浜地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度09分45.0秒東経135度55分37.4秒 イ 北緯35度09分47.5秒東経135度55分34.8秒 ウ 北緯35度10分00.3秒東経135度55分45.7秒 エ 北緯35度09分52.1秒東経135度55分52.9秒	〃	〃	〃	〃	〃
共 第110号	共 第110号	〃	〃	大津市 和邇今 宿地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度09分16.4秒東経135度56分06.5秒 イ 北緯35度09分12.2秒東経135度56分19.8秒 ウ 北緯35度09分04.3秒東経135度56分13.1秒 エ 北緯35度09分14.0秒東経135度56分03.8秒	〃	〃	〃	〃	〃
共 第111号	共 第111号	〃	〃	〃	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度08分55.8秒東経135度56分09.5秒 イ 北緯35度08分42.1秒東経135度56分06.8秒 ウ 北緯35度08分49.8秒東経135度55分47.6秒 エ 北緯35度09分02.3秒東経135度55分53.1秒	〃	〃	〃	〃	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m

										以内とすること。
共 第112号	共 第112号	〃	〃	大津市 小野地 先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度08分44.5秒東経135度55分34.0秒 イ 北緯35度08分39.1秒東経135度56分07.8秒 ウ 北緯35度08分26.5秒東経135度56分04.6秒 エ 北緯35度08分34.6秒東経135度55分33.1秒	〃	〃	〃	〃	〃
共 第113号	共 第113号	大津市本 堅田二丁 目13番13 号	堅田漁業 協同組合 代表理事 佐野高典	大津市 真野地 先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度08分15.7秒東経135度55分44.9秒 イ 北緯35度08分16.3秒東経135度56分05.3秒 ウ 北緯35度08分24.4秒東経135度56分05.2秒 エ 北緯35度08分20.9秒東経135度55分44.9秒	〃	〃	〃	〃	〃
共 第114号	共 第114号	〃	〃	〃	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度07分58.3秒東経135度55分49.2秒 イ 北緯35度08分02.2秒東経135度55分46.9秒 ウ 北緯35度08分11.6秒東経135度56分04.5秒 エ 北緯35度08分04.1秒東経135度56分08.5秒	〃	〃	〃	〃	〃
共 第115号	共 第115号	〃	〃	〃	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度07分44.5秒東経135度55分51.6秒 イ 北緯35度07分50.0秒東経135度55分50.6秒 ウ 北緯35度07分54.8秒東経135度56分12.4秒 エ 北緯35度07分46.7秒東経135度56分14.0秒	〃	〃	〃	〃	〃
共 第116号	共 第116号	大津市下 阪本六丁 目4番16 号	大津漁業 協同組合 代表理事 奥村栄治	大津市 柳が崎 地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度01分51.0秒東経135度52分07.2秒 イ 北緯35度01分55.7秒東経135度52分28.2秒 ウ 北緯35度01分42.7秒東経135度52分27.2秒 エ 北緯35度01分38.2秒東経135度52分09.4秒	〃	〃	〃	〃	〃
共 第117号	共 第117号	草津市北 山田町 3130番地	山田漁業 協同組合 代表理事 横江久吉	草津市 北山田 町地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度01分53.9秒東経135度54分46.8秒 イ 北緯35度01分51.0秒東経135度54分32.7秒 ウ 北緯35度01分58.9秒東経135度53分54.9秒 エ 北緯35度02分07.6秒東経135度54分25.7秒	〃	〃	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	〃	〃
共 第118号	共 第118号	草津市志 那町1436 番地の2	志那漁業 協同組合 代表理事 中嶋信夫	草津市 志那町 地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度03分13.6秒東経135度55分21.9秒 イ 北緯35度03分18.8秒東経135度55分02.4秒 ウ 北緯35度03分09.0秒東経135度54分47.2秒 エ 北緯35度02分53.0秒東経135度54分43.5秒	〃	〃	令和5年 9月1日 から令和 15年8月 31日まで	〃	〃
共 第119号	共 第119号	〃	〃	草津市 下寺 町、志 那中町 地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度03分27.0秒東経135度55分38.9秒 イ 北緯35度03分34.0秒東経135度55分25.4秒 ウ 北緯35度03分52.1秒東経135度55分28.9秒 エ 北緯35度04分02.1秒東経135度55分32.4秒	〃	〃	〃	〃	〃

共 第120号	共 第120号	守山市赤 野井町 2147番地 の1	玉津小津 漁業協同 組合 代表理事 田中善秋	草津市 下物町 地先	次のア、イ、ウ、エ、オおよびカの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度04分30.4秒東経135度55分54.0秒 イ 北緯35度04分52.8秒東経135度55分54.1秒 ウ 北緯35度05分01.8秒東経135度56分01.9秒 エ 北緯35度04分56.6秒東経135度56分15.4秒 オ 北緯35度04分42.4秒東経135度56分04.3秒 カ 北緯35度04分31.4秒東経135度56分05.1秒	〃	〃	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	〃	〃
共 第121号	共 第121号	守山市木 浜町2297 番地の1	守山漁業 協同組合 代表理事 遠藤満夫	守山市 水保町 地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度06分59.0秒東経135度56分26.9秒 イ 北緯35度07分00.8秒東経135度56分02.3秒 ウ 北緯35度07分13.2秒東経135度56分08.7秒 エ 北緯35度07分05.3秒東経135度56分30.8秒	〃	〃	令和5年 9月1日 から令和 15年8月 31日まで	〃	〃
共 第122号	共 第122号	〃	〃	守山市 今浜町 地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度07分26.4秒東経135度56分15.8秒 イ 北緯35度07分50.6秒東経135度56分33.6秒 ウ 北緯35度08分10.1秒東経135度57分05.5秒 エ 北緯35度08分07.2秒東経135度57分30.3秒 オ 北緯35度07分49.2秒東経135度57分28.2秒 カ 北緯35度07分51.3秒東経135度57分05.6秒 キ 北緯35度07分18.8秒東経135度56分31.7秒	〃	〃	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	〃	小型定置網の統数は4統以内とすること。 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。
共 第123号	共 第123号	野洲市吉 川1645番 地の5	中主漁業 協同組合 代表理事 勝見昌和	野洲市 吉川地 先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度07分47.0秒東経135度58分41.1秒 イ 北緯35度08分03.7秒東経135度58分16.9秒 ウ 北緯35度08分10.2秒東経135度58分22.8秒 エ 北緯35度07分53.5秒東経135度58分47.0秒	〃	〃	令和5年 9月1日 から令和 15年8月 31日まで	〃	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。
共 第124号	共 第124号	〃	〃	〃	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度08分09.7秒東経135度58分44.8秒 イ 北緯35度08分22.8秒東経135度58分22.1秒 ウ 北緯35度08分29.9秒東経135度58分26.7秒 エ 北緯35度08分16.9秒東経135度58分49.4秒	〃	〃	〃	〃	〃
共 第125号	共 第125号	〃	〃	〃	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度08分42.1秒東経135度58分36.7秒 イ 北緯35度08分48.6秒東経135度58分42.8秒 ウ 北緯35度08分33.6秒東経135度59分00.9秒 エ 北緯35度08分27.2秒東経135度58分54.9秒	〃	〃	〃	〃	〃
共	共	〃	〃	〃	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結	〃	〃	〃	〃	〃

第126号	第126号				んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度08分41.9秒東経135度59分07.2秒 イ 北緯35度08分44.0秒東経135度59分17.2秒 ウ 北緯35度08分59.7秒東経135度59分12.0秒 エ 北緯35度08分57.8秒東経135度58分53.6秒					
共 第127号	共 第127号	〃	〃	野洲市 吉川、 菖蒲地 先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度08分40.1秒東経135度59分25.4秒 イ 北緯35度09分00.1秒東経135度59分32.0秒 ウ 北緯35度09分03.0秒東経135度59分55.6秒 エ 北緯35度08分36.0秒東経135度59分46.9秒	〃	〃	〃	〃	〃
共 第129号	共 第129号	近江八幡 市沖島町 43番地	沖島漁業 協同組合 代表理事 奥村繁	近江八幡市沖 島町地 先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度10分20.9秒東経136度03分31.1秒 イ 北緯35度10分12.5秒東経136度03分28.8秒 ウ 北緯35度10分14.4秒東経136度03分06.4秒 エ 北緯35度10分30.6秒東経136度03分11.5秒	〃	〃	〃	〃	〃
共 第130号	共 第130号	〃	〃	近江八幡市白 玉町地 先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度11分56.3秒東経136度05分01.1秒 イ 北緯35度12分04.3秒東経136度04分40.3秒 ウ 北緯35度12分11.2秒東経136度04分45.4秒 エ 北緯35度12分03.1秒東経136度05分03.9秒	〃	〃	〃	〃	〃
共 第131号	共 第131号	〃	〃	近江八幡市沖 島町地 先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度12分23.6秒東経136度03分14.6秒 イ 北緯35度12分21.5秒東経136度02分53.4秒 ウ 北緯35度12分37.7秒東経136度02分54.0秒 エ 北緯35度12分28.0秒東経136度03分14.6秒	〃	〃	〃	〃	〃
共 第132号	共 第132号	〃	〃	〃	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度12分38.8秒東経136度03分57.0秒 イ 北緯35度12分55.2秒東経136度03分45.5秒 ウ 北緯35度13分00.0秒東経136度04分06.0秒 エ 北緯35度12分42.1秒東経136度04分06.0秒	〃	〃	〃	〃	〃
共 第133号	共 第133号	東近江市 栗見出在 家町七ノ 割官有地	能登川漁 業協同組 合 代表理事 井關照男	東近江 市栗見 新田町 地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度12分21.0秒東経136度05分59.1秒 イ 北緯35度12分35.7秒東経136度05分46.8秒 ウ 北緯35度12分42.0秒東経136度05分57.8秒 エ 北緯35度12分27.3秒東経136度06分10.1秒	〃	〃	〃	〃	〃
共 第134号	共 第134号	〃	〃	東近江 市栗見 出在家 町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度12分51.1秒東経136度06分08.3秒 イ 北緯35度12分44.4秒東経136度05分57.1秒 ウ 北緯35度12分59.0秒東経136度05分44.3秒 エ 北緯35度13分05.7秒東経136度05分55.5秒	〃	〃	〃	〃	〃
共 第135号	共 第135号	長浜市新 庄中町189 番地の8	長浜漁業 協同組合 代表理事	長浜市 田村 町、高	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度21分17.5秒東経136度16分39.9秒	〃	〃	令和5年 9月1日 から令和	〃	〃

			新井政利	橋町、 下坂浜 町地 先、平 方町、 朝日町 地先	イ 北緯35度21分17.1秒東経136度16分22.1秒 ウ 北緯35度22分04.9秒東経136度15分59.5秒 エ 北緯35度22分23.8秒東経136度16分05.3秒			10年8月 31日まで		
共 第136号	共 第136号	〃	〃	長浜市 公園 町、南 呉服 町、祇 園町、 相撲町 地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ 線と湖岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度22分39.1秒東経136度15分34.3秒 イ 北緯35度22分33.6秒東経136度15分15.7秒 ウ 北緯35度22分58.0秒東経136度14分35.6秒 エ 北緯35度23分14.2秒東経136度14分37.3秒	〃	〃	〃	〃	〃
共 第137号	共 第137号	長浜市南 浜町904番 地	南浜漁業 協同組合 代表理事 藤井恒夫	長浜市 南浜町 地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ 線と湖岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度23分13.0秒東経136度13分58.4秒 イ 北緯35度22分53.6秒東経136度13分49.7秒 ウ 北緯35度22分57.5秒東経136度13分29.9秒 エ 北緯35度23分14.7秒東経136度13分36.6秒	〃	〃	令和5年 9月1日 から令和 15年8月 31日まで	〃	〃
共 第138号	共 第138号	〃	〃	長浜市 八木浜 町、下 八木町 地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結 んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度23分57.9秒東経136度12分23.6秒 イ 北緯35度24分08.4秒東経136度12分13.7秒 ウ 北緯35度24分18.6秒東経136度12分33.9秒 エ 北緯35度24分10.1秒東経136度12分42.1秒	〃	〃	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	〃	〃
共 第139号	共 第139号	〃	〃	長浜市 安養寺 町、益 田町地 先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結 んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度24分41.9秒東経136度11分16.7秒 イ 北緯35度24分49.2秒東経136度11分12.1秒 ウ 北緯35度25分00.3秒東経136度11分31.7秒 エ 北緯35度24分52.9秒東経136度11分36.3秒	〃	〃	令和5年 9月1日 から令和 15年8月 31日まで	〃	〃
共 第142号	共 第142号	長浜市湖 北町尾上 144番地の 14	朝日漁業 協同組合 代表理事 杉本敏隆	長浜市 湖北町 延勝 寺、湖 北町今 西地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ 線と湖岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度26分07.9秒東経136度11分42.7秒 イ 北緯35度26分06.6秒東経136度11分30.9秒 ウ 北緯35度26分22.8秒東経136度11分15.1秒 エ 北緯35度26分24.2秒東経136度11分26.9秒	〃	〃	〃	〃	漁具は漁 船の航行 に配慮し 設置する こと。
共 第144号	共 第144号	〃	〃	長浜市 湖北町 尾上地 先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結 んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度27分19.7秒東経136度10分31.7秒 イ 北緯35度27分29.4秒東経136度10分39.0秒 ウ 北緯35度27分19.4秒東経136度10分59.4秒 エ 北緯35度27分09.6秒東経136度10分52.1秒	〃	〃	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	〃	漁具は漁 船の航行 に配慮し 設置する こと。 漁具の延 長は500m 以内とす ること。
共 第145号	共 第145号	〃	〃	長浜市 高月町	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結 んだ線によって囲まれた区域	〃	〃	令和5年 9月1日	〃	〃

				片山地 先	ア 北緯35度27分40.4秒東経136度11分23.6秒 イ 北緯35度27分37.4秒東経136度11分00.1秒 ウ 北緯35度27分48.7秒東経136度10分58.3秒 エ 北緯35度27分51.7秒東経136度11分21.8秒			から令和 15年8月 31日まで		
共 第146号	共 第146号	長浜市西 浅井町大 浦2276番 地	西浅井漁 業協同組 合 代表理事 磯崎和仁	長浜市 西浅井 町大浦 地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ 線と湖岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度28分15.4秒東経136度06分38.4秒 イ 北緯35度28分12.0秒東経136度06分53.7秒 ウ 北緯35度28分18.3秒東経136度06分55.4秒 エ 北緯35度28分21.7秒東経136度06分40.0秒	"	"	"	"	漁具は漁 船の航行 に配慮し 設置する こと。
共 第147号	共 第147号	"	"	"	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ 線と湖岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度27分59.4秒東経136度06分25.5秒 イ 北緯35度27分58.5秒東経136度06分31.0秒 ウ 北緯35度27分50.7秒東経136度06分28.5秒 エ 北緯35度27分51.3秒東経136度06分24.4秒	"	"	"	"	"
共 第148号	共 第148号	高島市マ キノ町西 浜42番地	海津漁業 協同組合 代表理事 中村重樹	高島市 マキノ 町海津 地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ 線と湖岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度27分35.5秒東経136度04分30.9秒 イ 北緯35度27分41.9秒東経136度04分29.8秒 ウ 北緯35度27分41.0秒東経136度04分49.2秒 エ 北緯35度27分34.6秒東経136度04分50.5秒	"	"	"	"	漁具は漁 船の航行 に配慮し 設置する こと。 漁具の延 長は500m 以内とす ること。
共 第149号	共 第149号	"	"	高島市 マキノ 町海 津、マ キノ町 西浜地 先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結 んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度27分23.8秒東経136度04分32.9秒 イ 北緯35度27分19.5秒東経136度04分17.8秒 ウ 北緯35度27分37.3秒東経136度04分08.2秒 エ 北緯35度27分41.6秒東経136度04分23.2秒	"	"	"	"	"
共 第150号	共 第150号	高島市マ キノ町知 内2033番 地の12	百瀬漁業 協同組合 代表理事 中川豊彦	高島市 マキノ 町知内 地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ 線と湖岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度27分08.9秒東経136度03分34.9秒 イ 北緯35度27分02.4秒東経136度03分57.3秒 ウ 北緯35度26分56.7秒東経136度03分56.6秒 エ 北緯35度27分02.6秒東経136度03分36.0秒	"	"	"	"	"
共 第151号	共 第151号	"	"	"	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ 線と湖岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度26分52.3秒東経136度03分21.9秒 イ 北緯35度26分41.3秒東経136度03分30.3秒 ウ 北緯35度26分38.8秒東経136度03分25.2秒 エ 北緯35度26分51.8秒東経136度03分15.3秒	"	"	"	"	漁具は漁 船の航行 に配慮し 設置する こと。
共 第152号	共 第152号	高島市新 旭町針江 大久保1 番地の48	湖西漁業 協同組合 代表理事 増田英治	高島市 新旭町 饗庭地 先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ 線と湖岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度22分58.6秒東経136度02分13.2秒 イ 北緯35度22分55.1秒東経136度02分17.3秒 ウ 北緯35度22分42.5秒東経136度02分15.4秒 エ 北緯35度22分40.7秒東経136度02分29.2秒	"	"	"	"	"

共 第153号	共 第153号	高島市安曇川町四津川752番地1	三和漁業協同組合 代表理事 齊藤秀和	高島市安曇川町南船木地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度18分55.0秒東経136度03分58.0秒 イ 北緯35度18分57.4秒東経136度04分11.5秒 ウ 北緯35度18分39.9秒東経136度04分15.6秒 エ 北緯35度18分36.9秒東経136度04分06.5秒	〃	〃	〃	〃	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。
共 第154号	共 第154号	〃	〃	高島市安曇川町横江浜地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度18分04.6秒東経136度03分10.8秒 イ 北緯35度18分15.5秒東経136度02分48.7秒 ウ 北緯35度18分34.5秒東経136度03分12.0秒 エ 北緯35度18分17.2秒東経136度03分26.7秒	〃	〃	〃	〃	〃
共 第201号	共 第201号	米原市朝妻筑摩880番地	上多良漁業協同組合 代表理事 鏝田明	米原市上多良、朝妻筑摩、飯、世継地先 天野川	天野川筋、米原市上多良に設置された旧朝妻筑摩田用水取入口堰堤から下流同市朝妻筑摩にある朝妻橋までの区域	第二種共同漁業権 (あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業)	〃	〃	〃	操業期間中、20日に1日以上糞を撤去すること。
共 第202号	共 第202号	長浜市南浜町904番地	南浜漁業協同組合 代表理事 藤井恒夫	長浜市南浜町地先姉川	姉川筋、長浜市南浜町地先美浜橋の下流50mから下流川尻までの区域	第二種共同漁業権 (あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業、あゆ四手網漁業)	〃	〃	〃	〃
共 第203号	共 第203号	〃	〃	長浜市落合町地先高時川	高時川筋、長浜市落合町地先、落合橋の下流100mから下流70mまでの区域	第二種共同漁業権 (あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業)	〃	〃	〃	〃
共 第204号	共 第204号	長浜市西浅井町大浦2276番地	西浅井漁業協同組合 代表理事 磯崎和仁	長浜市西浅井町塩津浜地先 大川	大川筋、長浜市西浅井町塩津浜字下河原地先に設置された田用水野田湯堰から下流同市西浅井町塩津浜地先野田橋までの区域	〃	〃	〃	〃	〃
共 第205号	共 第205号	高島市マキノ町知内2033番地の12	百瀬漁業協同組合 代表理事 中川豊彦	高島市マキノ町知内地先 内川	知内川筋、高島市マキノ町知内地先、県道海津今津線の大川橋の上流150mから下流川尻までの区域	〃	〃	〃	〃	〃
共	共	高島市今	浜分漁業	高島市	石田川筋、高島市今津町浜分地先、浜分橋の下	〃	〃	〃	〃	〃

第206号	第206号	津町浜分 251番地1	協同組合 代表理事 岩城正之	今津町 浜分地 先石田 川	流77mから下流川尻までの区域					
共 第207号	共 第207号	高島市安 曇川町北 船木2638 番地	北船木漁 業協同組 合 代表理事 山田謙二	高島市 安曇川 町北船 木地先 安曇川 (北流)	安曇川(北流)筋、高島市安曇川町北船木地先、 北川橋の上流300mから下流川尻までの区域	第二種共 同漁業権 (あゆ、 ます、は す、うぐ いやな漁 業、あゆ 四手網漁 業)	"	"	"	操業期間 中、20日 に1日以 上簀を撤 去するこ と。毎年 4月1日 から6月 30日まで の間に コアユ 30,000尾 以上をや なの上流 へ放流す ること。
共 第208号	共 第208号	"	"	高島市 安曇川 町北船 木、安 曇川町 南船木 地先安 曇川 (南流)	安曇川(南流)筋、高島市安曇川町北船木地先、 本庄橋の上流550mから下流川尻までの区域	"	"	"	"	操業期間 中、20日 に1日以 上簀を撤 去するこ と。毎年 4月1日 から6月 30日まで の間に コアユ 70,000尾 以上をや なの上流 へ放流す ること。
共 第501号	共 第501号	草津市志 那町1436 番地の2	志那漁業 協同組合 代表理事 中嶋信夫	草津市 志那町 地先 (平湖、 柳平湖)	草津市志那町地先にある平湖、柳平湖一円	第五種共 同漁業権 (こい、 ふな、も ろこそ 他雑魚漁 業)	"	"	"	
共 第502号	共 第502号	近江八幡 市長命寺 町29-4	近江八幡 漁業協同 組合 代表理事 奥井敦史	近江八幡 市牧 町地先 (北沢 沼)	近江八幡市牧町地先にある通称北沢沼一円および同沼から琵琶湖に通ずる井堰までの水路	"	"	"	"	
共 第503号	共 第503号	米原市世 継736番地	天野川漁 業協同組	米原市 朝妻筑	米原市朝妻筑摩字横霞地先にある通称蓮池一円	"	"	"	"	

		の6	合 代表理事 西居和之	摩地先 (蓮池)						
内共 第1号	内共 第1号	大津市大 石富川岩 屋50番地	勢多川漁 業協同組 合 代表理事 宇野昇	大津市 地先大 石川筋	大津市大石龍門町地先にある通称大森の棚堰か ら上流の同町地先にある塩水橋の上流200mまで の大石川	第五種共 同漁業権 (にじま す、あま ご、いわ な漁業)	"	"	"	
内共 第2号	内共 第2号	"	"	大津市 地先信 楽川筋	大津市大石東町字梅原にある河川管理境界標示 板から上流の同市大石富川町地先にある通称尾 越の棚までの信楽川および信楽川と加河川との 合流点から奥加河橋直下にある奥加河井堰まで の加河川	第五種共 同漁業権 (にじま す、あま ご、いわ な漁業)	"	"	"	
内共 第3号	内共 第3号	大津市牧 一丁目1 番37号	非出資大 戸川漁業 協同組合 代表理事 大森秀次	大津市 地先大 戸川筋	大津市上田上堂町地先にある堂井堰から上流の 大津市と甲賀市との境界地先一本松にある宮山 井堰までの大戸川	第五種共 同漁業権 (あゆ漁 業)	"	"	"	
内共 第4号	内共 第4号	甲賀市土 山町黒滝 466番地	土山漁業 協同組合 代表理事 三上守	甲賀市 地先野 洲川筋	甲賀市水口町今郷地先の野洲川と支流稲川 との合流点から上流の野洲川(野洲川ダムを 含む。)ならびに田村川、唐戸川、山中川、笹 路川、音羽谷川、鱒川、元越谷川および白倉谷 川の各支流。ただし、野洲川本流の同市土山町 青土、土山町鮎河の字境から下流1,100mの区間 は除く	第五種共 同漁業権 (あゆ、 にじます、 あまご、 いわな、 うなぎ、 こい、ふ な、わか さぎ漁業)	"	"	"	
内共 第5号	内共 第5号	蒲生郡日 野町西大 路2871番 地の3	日野町漁 業協同組 合 代表理事 森田宜充	蒲生郡 日野町 地先日 野川筋	日野町村井地先にある日野川ダム洪水吐ゲート からその上流同町西大路地先の和田橋直下にあ る西大路堰堤までの日野川	第五種共 同漁業権 (こい、 ふな漁業)	"	"	"	
内共 第6号	内共 第6号	東近江市 永源寺相 谷町1378 番地	愛知川漁 業協同組 合 代表理事 村山邦博	東近江 市地先 愛知川 筋	東近江市神田町地先にある御河辺橋から上流の 同市政所町字如来堂地先にある旧関電発電所堰 堤までの愛知川(永源寺ダムを含む。)ならび に和南川、堂後川、松尾谷川、渋川、樋の谷川 および佐目子谷川の各支流	第五種共 同漁業権 (あゆ、 にじます、 あまご、 いわな漁 業)	"	"	"	にじます 漁業の区 域は、永 源寺ダム 堤体より 上流に限 る。
内共 第7号	内共 第7号	東近江市 政所町 1692番地 2	愛知川上 流漁業協 同組合 代表理事 池田則之	"	東近江市政所町字如来堂地先にある旧関電発電 所堰堤から上流の愛知川ならびに藤川谷、御池 川、神崎川および茶屋川の各支流	第五種共 同漁業権 (あゆ、 にじます、 あまご、 いわな漁 業)	"	"	"	
内共 第8号	内共 第8号	犬上郡多 賀町川相	大滝漁業 協同組合	犬上郡 多賀町	多賀町富之尾地先にある金屋頭首工から上流の 犬上川ならびに犬上川北流、大杉川、南後谷	第五種共 同漁業権	"	"	"	

		437番地	代表理事 奥野安男	地先犬 上川筋	川、黒谷川、前谷川、百々女鬼谷川、御池谷川、樋田ヶ谷川、小谷川、深谷川、二瀬川、口無谷川、黒谷川、茗荷谷川、板ヶ谷川、スバシラ谷川および清水谷川の各支流	(あゆ、にじます、あまご、いわな、うなぎ、こい、ふな漁業)				
内共 第9号	内共 第9号	米原市吉 槻785番地 の3	姉川上流 漁業協同 組合 代表理事 池田廣美	米原市 地先姉 川筋	米原市伊吹地先にある伊吹大橋から下流280mの地点から上流の姉川ならびに板名古川、カラオ谷川、足俣川、起し又川、向山谷川、中津又川および瀬戸山谷川の各支流。ただし、同市小泉地先にある伊吹発電所用水取水口堰堤から同市伊吹地先にある小岸橋上流8mまでの区間および同市曲谷地先にある関西電力曲谷ダム堤体の上流400mの地点からその上流500mの区間は除く。	第五種共 同漁業権 (あゆ、にじます、あまご、いわな漁業)	"	"	"	
内共 第10号	内共 第10号	長浜市野 瀬町1023 番地の10	草野川漁 業協同組 合 代表理事 高山佐藤 繁	長浜市 地先草 野川筋	長浜市岡谷町地先にある通称大塚井堰から上流の草野川および各支流	第五種共 同漁業権 (あゆ、にじます、あまご、いわな、うなぎ漁業)	"	"	"	
内共 第11号	内共 第11号	長浜市木 之本町川 合3番地 の4	高時川漁 業協同組 合 代表理事 阪田光雄	長浜市 地先高 時川筋 および 杉野川 筋	長浜市木之本町古橋地先にある井明神橋下流にある床止工の下流100mから上流の大見発電所の用水取水口堰堤までの高時川ならびに瀬谷川、谷川および同市木之本町川合地先にある高時川と杉野川の合流点から上流同市木之本町音羽地先にある通称中の崖までの杉野川の各支流	第五種共 同漁業権 (あゆ、にじます、あまご漁業)	"	"	"	
内共 第12号	内共 第12号	長浜市木 之本町杉 本919番地 1	杉野川漁 業協同組 合 代表理事 久保田誓	長浜市 地先杉 野川筋	長浜市木之本町音羽地先にある通称中の崖から上流の杉野川ならびに向谷川、網谷川、須又川および落谷川ならびにそれらの各支流	第五種共 同漁業権 (あゆ、あまご、いわな、うなぎ漁業)	"	"	"	
内共 第13号	内共 第13号	長浜市余 呉町上丹 生2556番 地	丹生川漁 業協同組 合 代表理事 酒井林嗣	長浜市 地先高 時川筋	長浜市木之本町大見地先にある大見発電所の用水取水口堰堤から上流の高時川ならびに摺墨川、墓谷川、小市川、白谷川、妙理川、奥川並川、鷲見川、尾羽梨川、針川、音波川および脇川の各支流	第五種共 同漁業権 (あゆ、あまご、いわな漁業)	"	"	"	
内共 第14号	内共 第14号	長浜市余 呉町川並 2380番地 の1	余呉湖漁 業協同組 合 代表理事 武友博次	長浜市 地先余 呉湖	長浜市余呉町川並および下余呉地先にある余呉湖一円ならびに同湖から第一堰堤までの導水路および導水路と高田川との合流点から乎弥神社前にある堰堤までの高田川	第五種共 同漁業権 (うなぎ、こい、ふな、わかさぎ、もろこ漁業)	"	"	"	

内共 第15号	内共 第15号	高島市 鹿ヶ瀬456 番地1	高島鴨川 漁業協同 組合 代表理事 西村龍二	高島市 地先鴨 川筋	高島市拜戸地先にある行司橋から上流の八瀬滝 の七変返しまでの鴨川および同支流畑大橋(通 称出合橋)から下流の須川	第五種共 同漁業権 (あゆ、 にじます、 あまご、 いわな漁 業)	"	"	"	
内共 第16号	内共 第16号	高島市安 曇川町長 尾671番地	廣瀬漁業 協同組合 代表理事 佐野昇	高島市 地先安 曇川筋	高島市安曇川町青柳地先にある新安曇川大橋か ら上流の同市安曇川町長尾地先にある合同井堰 までの安曇川およびその支流の鳴谷川	第五種共 同漁業権 (あゆ漁 業)	"	"	"	
内共 第17号	内共 第17号	高島市朽 木市場667 番地	朽木漁業 協同組合 代表理事 川村長太 郎	"	高島市安曇川町長尾地先にある合同井堰から上 流大津市葛川貫井町地先にある枳生発電所の用 水取水口堰堤までの安曇川ならびに相岩谷川、 白土谷川、日の谷川、北川、麻生川、入部谷 川、智善寺谷川、小彦谷川、与市谷川、指月谷 川、大彦谷川、小野谷川、イバリ谷川、植谷 川、蛇子谷川、八幡谷川、横谷川、棚林川、猪 谷川、細谷川および日野谷川の各支流	第五種共 同漁業権 (あゆ、 あまご、 いわな漁 業)	"	"	"	
内共 第18号	内共 第18号	"	"	高島市 地先針 畑川筋	滋賀県と京都府との県境から上流の針畑川なら びに裏梁ヶ谷川、堂の谷川、戸谷川、仲名谷 川、小杉谷川、永原谷川、平良谷川、ヒョウ谷 川、タンバ谷川、割谷川、ホリ谷川、保谷川、 生杉谷川、西谷川および大倉谷川の各支流	"	"	"	"	
内共 第19号	内共 第19号	大津市葛 川坊村町 237番地の 37	葛川漁業 協同組合 代表理事 吉澤正幸	大津市 地先安 曇川筋	大津市葛川貫井町地先にある枳生発電所の用水 取水口堰堤から上流の京都府との県境までの安 曇川ならびに貫井谷川、梅ノ木川、針畑川、東 山谷川、権兵衛谷川、オボレ谷川、鎌倉谷川、 明王谷川、ハセ谷川、江賀谷川、後谷川、シメ ン谷川、三味谷川、ニゴ谷川、ゴリゴリ谷川、 壺人谷川、ヘク谷川、促谷川、坂谷川、足尾谷 川、四條谷川、畔地谷川および逆谷川の各支流	"	"	"	"	
区 第1号	区 第1号	大津市本 堅田二丁 目13番13 号	堅田漁業 協同組合 代表理事 佐野高典	大津市 本堅 田、今 堅田地 先(堅 田内 湖)	大津市本堅田、今堅田地先にある堅田内湖一 円。ただし、下記区域および都市計画道路3.4. 51号堅田駅前線、同3.4.53号今堅田真野線、同 3.4.1号浜大津和瀬線と重複する区域は除く。 除外区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各 点を順次に結んだ線によって囲まれた区域お よび、次のオ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、 ス、セ、ソおよびオの各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 ア 北緯35度06分56.3秒東経135度55分16.2秒 イ 北緯35度06分56.2秒東経135度55分16.6秒 ウ 北緯35度06分55.9秒東経135度55分16.6秒 エ 北緯35度06分55.8秒東経135度55分16.1秒 オ 北緯35度06分56.7秒東経135度55分15.4秒 カ 北緯35度06分55.9秒東経135度55分15.7秒 キ 北緯35度06分55.7秒東経135度55分15.7秒 ク 北緯35度06分54.6秒東経135度55分15.6秒 ケ 北緯35度06分54.6秒東経135度55分15.4秒	第一種区 画漁業権 (真珠養 殖業)	"	"	"	漁場の使 用面積は 19,000㎡ 以内とす ること。 漁場内に 適当な船 通しを設 け、漁船 の航行に 配慮し設 置するこ と。

					コ 北緯35度06分54.7秒東経135度55分15.0秒 サ 北緯35度06分55.0秒東経135度55分14.4秒 シ 北緯35度06分55.5秒東経135度55分13.2秒 ス 北緯35度06分55.6秒東経135度55分13.2秒 セ 北緯35度06分56.6秒東経135度55分13.9秒 ソ 北緯35度06分56.1秒東経135度55分15.0秒					
区 第2号	区 第2号	草津市志 那町739番 地の4	池蝶真珠 有限会社 取締役 酒井京子	草津市 志那町 地先 (平湖)	次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を順次に結 んだ線とアの東方の湖岸線によって囲まれた 区域 ア 北緯35度02分59.3秒東経135度55分14.0秒 イ 北緯35度02分56.9秒東経135度55分15.7秒 ウ 北緯35度02分56.1秒東経135度55分22.3秒 エ 北緯35度02分57.4秒東経135度55分24.0秒 オ 北緯35度02分57.7秒東経135度55分23.9秒	"	"	"	個別漁業権	漁場内に 適当な船 通しを設 け、漁船 の航行に 配慮し設 置するこ と。
区 第3号	区 第3号	野洲市野 田1838番 地の3	羽根末治	守山市 山賀町 地先 (赤野 井湾)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結 んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度04分34.5秒東経135度56分33.1秒 イ 北緯35度04分32.6秒東経135度56分31.3秒 ウ 北緯35度04分34.5秒東経135度56分28.2秒 エ 北緯35度04分36.4秒東経135度56分29.9秒	"	"	"	"	
区 第4号	区 第4号	守山市赤 野井町 1419番地 の32	中山隆司	"	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結 んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度04分34.9秒東経135度56分43.7秒 イ 北緯35度04分32.2秒東経135度56分41.4秒 ウ 北緯35度04分35.1秒東経135度56分36.6秒 エ 北緯35度04分37.7秒東経135度56分38.9秒	"	"	"	"	
区 第5号	区 第5号	守山市赤 野井町 1419番地 の32	中山隆司	守山市 山賀町 地先 (赤野 井湾)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結 んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度04分45.0秒東経135度56分41.3秒 イ 北緯35度04分46.3秒東経135度56分37.7秒 ウ 北緯35度04分49.3秒東経135度56分39.2秒 エ 北緯35度04分48.0秒東経135度56分42.8秒	"	"	"	"	
区 第6号	区 第6号	守山市木 浜町1316 番地の4	近江真珠 株式会社 代表取締 役 濱井清久	守山市 木浜町 地先 (木浜 埋立地 にある 水路)	次のア、イ、ウ、エ、オ、カおよびアの各点を 順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度05分41.0秒東経135度56分48.7秒 イ 北緯35度05分38.5秒東経135度56分48.0秒 ウ 北緯35度05分37.5秒東経135度56分51.3秒 エ 北緯35度05分38.4秒東経135度56分51.7秒 オ 北緯35度05分38.1秒東経135度56分52.4秒 カ 北緯35度05分40.0秒東経135度56分53.3秒	"	"	"	"	
区 第7号	区 第7号	近江八幡 市北津田 町334番地	有限会社 山本真珠 代表取締 役 山本康博	近江八 幡市円 山町地 先(西 の湖)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結 んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度09分34.2秒東経136度06分30.1秒 イ 北緯35度09分31.6秒東経136度06分27.8秒 ウ 北緯35度09分32.5秒東経136度06分26.2秒 エ 北緯35度09分35.1秒東経136度06分28.5秒	"	"	"	"	
区 第8号	区 第8号	長浜市南 浜町1166 番地	株式会社 鳥塚 代表取締 役	近江八 幡市安 土町常 楽寺地	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結 んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度09分29.2秒東経136度06分38.3秒 イ 北緯35度09分27.1秒東経136度06分41.5秒	"	"	"	"	

			鳥塚康弘	先(西の湖)	ウ 北緯35度09分24.3秒東経136度06分38.8秒 エ 北緯35度09分26.4秒東経136度06分35.6秒					
区第9号	区第9号	近江八幡市小幡町中4番	西野優	"	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度09分27.1秒東経136度06分41.5秒 イ 北緯35度09分26.1秒東経136度06分43.2秒 ウ 北緯35度09分23.3秒東経136度06分40.5秒 エ 北緯35度09分24.3秒東経136度06分38.8秒	"	"	"	"	
区第10号	区第10号	近江八幡市白王町622番地の1	川端真珠株式会社 取締役 川端克典	"	次のア、イ、ウ、エ、オおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度09分42.6秒東経136度06分33.3秒 イ 北緯35度09分42.5秒東経136度06分37.7秒 ウ 北緯35度09分35.3秒東経136度06分37.8秒 エ 北緯35度09分36.0秒東経136度06分34.5秒 オ 北緯35度09分37.2秒東経136度06分33.5秒	"	"	"	"	
区第11号	区第11号	近江八幡市古川町513番地	齋木産業株式会社 代表取締役 齋木雅和	"	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度09分41.9秒東経136度06分38.4秒 イ 北緯35度09分41.3秒東経136度06分41.8秒 ウ 北緯35度09分34.2秒東経136度06分41.4秒 エ 北緯35度09分35.2秒東経136度06分38.3秒	"	"	"	"	
区第201号	区第201号	草津市志那町739番地の4	池蝶真珠株式会社 取締役 酒井京子	草津市志那町地先(平湖)	次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を順次に結んだ線とアの東方の湖岸線によって囲まれた区域 ア 北緯35度02分59.3秒東経135度55分14.0秒 イ 北緯35度02分56.9秒東経135度55分15.7秒 ウ 北緯35度02分56.1秒東経135度55分22.3秒 エ 北緯35度02分57.4秒東経135度55分24.0秒 オ 北緯35度02分57.7秒東経135度55分23.9秒	第一種区画漁業権(簡易垂下式真珠母貝養殖業)	"	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	"	漁場内に適当な船通しを設け、漁船の航行に配慮し設置すること。
区第202号	区第202号	守山市木浜町1316番地の4	近江真珠株式会社 代表取締役 濱井清久	守山市木浜町地先(木浜埋立地にある水路)	次のア、イ、ウ、エ、オ、カおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度05分41.0秒東経135度56分48.7秒 イ 北緯35度05分38.5秒東経135度56分48.0秒 ウ 北緯35度05分37.5秒東経135度56分51.3秒 エ 北緯35度05分38.4秒東経135度56分51.7秒 オ 北緯35度05分38.1秒東経135度56分52.4秒 カ 北緯35度05分40.0秒東経135度56分53.3秒	"	"	"	"	
区第203号	区第203号	近江八幡市白王町622番地の1	川端真珠株式会社 取締役 川端克典	近江八幡市安土町常楽寺地先(西の湖)	次のア、イ、ウ、エ、オおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度09分42.6秒東経136度06分33.3秒 イ 北緯35度09分42.5秒東経136度06分37.7秒 ウ 北緯35度09分35.3秒東経136度06分37.8秒 エ 北緯35度09分36.0秒東経136度06分34.5秒 オ 北緯35度09分37.2秒東経136度06分33.5秒	"	"	"	"	
区第204号	区第204号	近江八幡市古川町513番地	齋木産業株式会社 代表取締役 齋木雅和	"	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度09分41.9秒東経136度06分38.4秒 イ 北緯35度09分41.3秒東経136度06分41.8秒 ウ 北緯35度09分34.2秒東経136度06分41.4秒 エ 北緯35度09分35.2秒東経136度06分38.3秒	"	"	"	"	

区 第1301 号	区 第1301 号	近江八幡 市沖島町 43番地	沖島漁業 協同組合 代表理事 奥村繁	近江八幡 市沖島町地 先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度11分33.4秒東経136度05分25.4秒 イ 北緯35度11分34.8秒東経136度05分23.5秒 ウ 北緯35度11分32.4秒東経136度05分20.8秒 エ 北緯35度11分31.0秒東経136度05分22.7秒	第一種区 画漁業権 (小割式 魚類養殖 業)	"	"	団体漁業権	
区 第1302 号	区 第1302 号	"	"	"	次のアとイを結んだ線以北のかまくど湾一円 ア 北緯35度11分53.3秒東経136度05分14.6秒 イ 北緯35度11分46.1秒東経136度05分24.0秒	"	"	"	"	
区 第1303 号	区 第1303 号	長浜市西 浅井町大 浦2276番 地	西浅井漁 業協同組 合 代表理事 磯崎和仁	長浜市 西浅井 町菅浦 地先	次のアとイを結んだ線とこれより東側の湖岸線 によって囲まれた奥出湾 ア 北緯35度29分03.0秒東経136度07分54.1秒 イ 北緯35度28分38.7秒東経136度07分29.2秒	"	"	"	"	漁場の使 用面積は 7,000㎡以 内とする こと。
区 第1304 号	区 第1304 号	"	"	"	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ 線によって囲まれた区域 ア 北緯35度28分15.8秒東経136度07分22.4秒 イ 北緯35度28分20.5秒東経136度07分24.1秒 ウ 北緯35度28分19.6秒東経136度07分27.5秒 エ 北緯35度28分15.0秒東経136度07分25.8秒	"	"	"	"	漁場の使 用面積は 1,000㎡以 内とする こと。

滋賀県告示第344号

漁業法(昭和24年法律267号)第170条第1項の規定に基づき、内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則を次のとおり認可した。

令和5年9月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 漁業権者の名称および住所 別表のとおり
- 2 漁業権の免許番号 別表のとおり
- 3 認可の内容 別表のとおり。なお、各組合遊漁規則共通の項目は次のとおりである。
 - (1) 遊漁料の額およびその納付方法
 - ア 遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒または肢体不自由者のときは、別表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。
 - イ 遊漁料の納付は、組合が定める場所においてしなければならない。
 - (2) 遊漁承認証に関する事項
 - ア 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
 - イ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
 - (3) 遊漁に際し守るべき事項
 - ア 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
 - イ 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - ウ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者および他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - エ 遊漁者は、組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
 - (4) 漁場監視員に関する事項
 - ア 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
 - イ 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (5) 違反者に対する措置に関する事項 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。
- 4 施行日 令和5年9月1日

別表

免許 番号	漁業 種者	住 所	魚 種	漁具・ 漁 法	漁具の 規 模	全長の 制限※	遊漁期間	遊 漁 料 金					禁止区域	専用区域	
								区 域	日 券						年 券
									第1区分	第2区分	第3区分	第4区分			
内共 第1号 内共 第2号	勢多 川漁 協	大津市 大石富 川岩屋 50番地	あまご いわな にじます	竿釣	1本	にじま す12セ ンチメ ートル 以下	解禁日か ら翌年9 月30日 まで	—	期間中 3,000円				なし	なし	
内共 第3号	非出 資大 戸川 漁業 協同 組合	大津市 牧一丁 目1番 37号	あゆ	友釣 (あゆ ルアー は禁止)	1本	—	解禁日か ら9月30 日まで	—	解禁日 から3 日間 3,000円	4日目 から投 網解禁 日の前 日まで 2,500円	投網解禁日以降 1,500円	なし	[友釣専用区] 区域: 宮山井堰から堂 井堰まで 期間: 友釣解禁日から 引掛、投網解禁日まで		
				引掛 投網	1本 1枚		左記漁具 の解禁日 から9月 30日まで		解禁日 から3 日間 3,500円	4日目を降 1,500円					
内共 第4号	土山 漁業 協同 組合	甲賀市 土山町 黒滝466 番地	あゆ	友釣	1本	—	左記漁具 の解禁日 から9月 30日まで	—	期間中 2,500円			9,000円	区域①: 白 倉谷川流域 全域 区域②: 元 越谷川流域 全域 漁法: 全て の漁法 期間: 1月 1日より12 月31日まで [友釣専用区] 区域: 田村川、野洲川 合流点から野洲川ダム 堰堤まで 期間: 友釣解禁日より 9月10日まで [ルアー・フライ専用 区] 区域: 松尾川橋から青 土ダムまでの区域 期間: 解禁日より5月 31日まで [キャッチアンドリリ ース区] 区域: 青土ダム、野洲 川ダム 期間: 年間を通して 魚種: へらふな		
				引掛 さて網	1本 1張				期間中 3,500円			なし			
				投網	1張				期間中 2,500円			9,000円			
			にじます あまご いわな	竿釣	1本		解禁日か ら7月31 日まで		期間中 2,500円			9,000円			
			うなぎ	流し針 もんどり 穴釣 竿釣	1本 1張 1本 1本		左記漁具 の解禁日 から9月 30日まで		期間中 2,500円			9,000円			
			こい ふな	竿釣	1本		周年		期間中 1,200円			8,000円			
内共 第5号	日野 町漁 協	蒲生郡 日野町 西大路 2871番 地の3	ふな こい	竿釣	1本	—	周年	—	期間中 800円			5,000円	なし [キャッチアンドリリ ース区] 区域: 日野町村井地先 にある日野川ダム流水 吐ゲートからその上流 同町西大路地先の和田 橋直下にある西大路堰 堤までの日野川 期間: 周年 魚種: ふな・こい		
									期間中 800円			5,000円			
内共 第6号	愛知 川漁 協	東近江 市永源 寺相谷 町1378 番地	あゆ	友釣 餌釣 毛針釣 引掛 手網 玉網 さて網	1本 1本 1本 1本 1張 1張 1張	—	各漁法 の解禁日 から9月 30日 まで	—	期間中 2,000円			8,000円	区域①: 永 源寺ダム内 流水止より 下流および ダム堤体よ り下流第2 堰堤までの 区域 区域②: 愛 知川頭首工 から上流50 m、下流100 mの区域 漁法: 全て の漁法 期間: 周年		
				投網	1張				期間中 4,000円			8,000円			
				あまご いわな にじます	竿釣				1本	解禁日か ら9月30 日まで (ただし、 濃密放流 区は12月 1日から 9月30日 まで)	濃密放 流区	12月1日から翌年9月30日まで 4,000円		なし	期間中 1,000円
内共 第7号	愛知 川上 流漁 協	東近江 市政所 町1692 番地2	あゆ	友釣 (あゆ ルアー は禁止) 毛針釣 餌釣 引掛	1本 1本 1本 1本	—	左記漁具 の解禁日 から9月 30日 まで	全漁場 区域	期間中 2,000円			8,000円	なし [フライ専用区] 区域: 須谷農業用取水 口から一番の滝までの 区域の須谷川 期間: 遊漁期間中 [餌釣・テンカラ専用 区] 区域: 水上農業用取水 口から須谷農業用取水		
				解禁日か ら9月30											

				竿釣 徒手採捕	1本		日まで (にじま すのみ通 年)	濃密放 流区	期間中 4,000円	なし		口までの区域の須谷川 期間：遊漁期間中 [フライ・テンカラ専用 区] 区域：神崎川発電所取 水口堰堤から神崎川の 大湯堰堤まで 期間：遊漁期間中 [友釣専用区] 区域：黄和田橋から茶 屋川および神崎川の上 流端まで 期間：解禁日より8月 最終の日曜日まで [キャッチアンドリリ ース区] 区域：神崎川発電所取 水口堰堤から神崎川の 大湯堰堤まで 期間：遊漁期間中 魚種：あまご、いわな			
				竿釣	1本	にじま す12セ ンチメ ートル 以下	解禁日か ら9月30 日まで	濃密放 流区を 除く漁 場	期間中 2,000円	6,000円					
内共 第8 号	大滝 漁協	犬上郡 多賀町 川合437 番地	あゆ	友釣	1本	-	解禁日か ら9月30 日までの 組合の定 めた日	-	解禁日 から1 週間 3,000円	解禁日 8日目 から7 月31日 まで 2,500円	8月1日から 終了まで 2,000円	8,000円	なし	[友釣専用区] 区域：仏ヶ橋上流端 よりダム堰堤までの区 域及び佐日マルト林産 裏頭首工より上流の区 域を除く漁業権漁場 期間：友釣解禁日より 8月31日までの組合が 定めた日	
				投網 引掛	1張 1本				期間中 2,000円			なし			
			にじま すあま ごいわ な	竿釣	1本	にじま す12セ ンチメ ートル 以下	解禁日か ら9月30 日まで	-	解禁日 3,000円	翌日か ら3月 31日ま で 2,500円	4月1 日から 4月30 日まで 2,000円	5月1 日から 終了ま で 1,200円			6,000円
			うなぎ	流し釣	1本	-	解禁日か ら9月30 日まで (あゆ遊 漁期間に 限る。)	-	なし			5,000円			
			こい ふな	竿釣	3本	-	周年	-	期間中 1,000円			5,000円			
内共 第9 号	姉川 上流 漁協	米原市 吉樫785 番地の 3	あゆ	友釣	1本	-	左記漁具 の解禁日 から9月 30日まで	-	解禁日 から3 日間 3,000円	その後 7日間 2,500円	その後 1か月間 2,000円	その後 終了まで 1,500円	8,000円	区域①：オ オナガ谷 甲賀原スキ ー場駐車場 真下本流か ら上流端ま で 区域②：黒 谷 甲賀橋 左側谷より 上流端まで 漁法：竿釣 (にじま す、あま ご、 いわな) 期間：周年。 ただし、組 合が公示し た区域およ び期間を除 く。	
				引掛 投網	1本 1張				なし			2,000円 5,000円			
			にじま すあま ごいわ な	竿釣	1本	-	左記漁具 の解禁日 から9月 30日まで	第1漁区 (姉川ダム から下流 の区域)	第2漁区 (姉川ダム から上流 の区域)	期間中 2,000円			8,000円		
内共 第10 号	草野 川漁 協	長浜市 野瀬町 1023番 地の10	あゆ	友釣	1本	-	解禁日か ら9月30 日まで	濃密放 流区を 除く漁 場	解禁日 から3 日間 3,000円	その後終了まで 2,500円		8,000円	区域：野瀬 橋上流100m から同橋下 流100mまで の区域(濃 密放流区) 漁法：友釣、 投網、流釣、 穴釣 期間：各解 禁日より9 月30日まで		
				投網	1張				なし			8,000円			
			にじま すあま ごいわ な	竿釣	1本	にじま す12セ ンチメ ートル 以下	解禁日か ら9月30 日まで	濃密放 流区を 除く漁 場	濃密放 流区	解禁日 から3 日間 3,000円	その後終了まで 2,000円			6,000円	
				竿釣	1本	にじま す12セ ンチメ ートル 以下	解禁日か ら9月30 日まで (ただし、 にじま すは12月30	濃密放 流区	期間中 2,000円		なし				

内共 第11号	高時 川漁協	長浜市 木之本町川合 3番地の4	うなぎ	流釣	50針 以内 1竿	-	日まで)	濃密放 流区を 除く漁 場	なし			5,000円		
				穴釣										
内共 第11号	高時 川漁協	長浜市 木之本町川合 3番地の4	あゆ	友釣 (あゆる ルアー は禁止)	1本	-	左記漁具 の解禁日 から9月 30日まで	-	解禁日 3,000円	その後 投網解 禁日前 日まで 2,000円	その後終了まで 1,500円	8,000円	区域：長浜 市木之本町 古橋地先、 合同井堰か ら上流70m 、下流70m 以内の区域 漁法：全て の漁法 期間：2月 1日より6 月30日まで	なし
				毛針釣	1本				解禁日 3,000円	その後終了まで 2,000円				
				引掛	1本							5,000円		
			投網	1張										
		にじます あまご	竿釣	1本				期間中 1,000円		5,000円				
内共 第12号	杉野 川漁協	長浜市 木之本町杉本 919番地1	あゆ	友釣 引掛	1本 1本	-	左記漁具 の解禁日 から9月 30日まで	-	期間中 2,000円			6,500円	なし	なし
			あまご いわな	竿釣	1本				期間中 2,000円			6,000円		
			うなぎ	流し針 竹筒	50本 以内 20本 以内				期間中 2,000円			6,000円		
内共 第13号	丹生 川漁協	長浜市 余呉町上丹生 2556番地	あゆ	友釣 (あゆる ルアー は禁止)	1本	-	左記漁具 の解禁日 から9月 30日まで	-	解禁日 3,500円	翌日 から 14日間 3,000円	その後終了まで 2,500円	9,000円	区域：余呉 町菅並佐惣 平橋上流端 から上流漁 場区域全て 漁法：全て の漁法 期間：全期 間 第1区：余 呉町上丹生 大宮橋上流 から余呉町 上丹生八田 部まで 第2区：余 呉町菅並明 神橋上流か ら余呉町菅 並宮前橋ま で 漁法：引掛 ・投網 期間：引掛 ・投網解禁 日から9月 30日まで	なし
				引掛	1本				解禁日 3,500円	翌日 から 7日間 3,000円	その後終了まで 2,500円			
				投網	1張				解禁日 3,500円	翌日 から 7日間 3,000円	その後終了まで 2,500円			
			あまご いわな	竿釣	1本				3月1日 から9月 30日まで			期間中 2,000円		
内共 第14号	余呉 湖漁協	長浜市 余呉町川並 2380番地 の1	こい ふな	竿釣	-	-	-	-	1月1日 から12月 31日まで			期間中 1,300円	5,000円	なし
			もろこ	竿釣					1月1日 から12月 31日まで			期間中 1,300円	なし	
			わかさぎ	竿釣					解禁日か ら翌年3 月31日ま で			期間中 1,600円	なし	
			うなぎ	竿釣					4月1日 から12月 31日まで			期間中 1,300円	なし	

												済票の番号 第253- 32288号)お よび釣り棧 橋を中心と する緑地公 園の区域 を除く。)魚 種:こい、 ふな、もろ こ、うなぎ 期間:4月 1日から翌 年3月31日 まで	
内共 第15 号	高島 鴨川 漁協	高島市 鹿ヶ瀬 456番 地1	あゆ	友釣	1本	-	左記漁具 の解禁日 から9月 30日まで	-	解禁日 から3 日間 2,800円	その後9月30日まで 2,000円	8,000円	なし	なし
				引掛 投網	1本 1張				期間中 4,000円		なし		
			にじます あまご いわな	竿釣	1本				にじます 12セ ンチメ ートル 以下	期間中 2,000円			
内共 第16 号	廣瀬 漁協	高島市 安曇川 町長尾 671番 地	あゆ	友釣 毛針釣 餌釣	1本 1本 1本	-	9月1日 から9月 30日まで	-	期間中 2,200円		8,800円	区域①:常 安橋から新 安曇川大橋 漁法:全て の漁法 期間:9月 1日から9 月30日まで 区域②:鳴 谷川合流か ら新安曇川 大橋まで 漁法:餌釣 期間:餌釣 解禁日から 9月30日ま で	なし
				引掛	1本				期間中 4,400円		なし		
				投網	1張								
内共 第17 号	朽木 漁協	高島市 朽木市 場667 番地	あゆ	友釣 (あゆ ルアー は禁止)	1本	-	左記漁具 の解禁日 から9月 30日まで	-	期間中 3,000円		なし	区域①:安 曇川町長尾 地先合同井 堰上流50m 区域②:朽 木宮前坊地 先関電取水 堰堤上流50 m下流100m 区域③:大 津市葛川貫 井地先関電 取水堰堤下 流100m 漁法:全て の漁法 期間:周年	[友釣専用区] 区域①:安曇川本流 高岩橋から栃生橋まで の間 区域②:北川 明護堰 堤から下流本流までの 間 区域③:麻生川 新尾 曾越橋から下流北川ま での間 期間:友釣解禁日から 9月30日まで
				引掛	1本				期間中 3,000円				
				投網	1張				期間中 4,000円				
内共 第18 号	朽木 漁協	高島市 朽木市 場667 番地	あゆ	友釣 (あゆ ルアー は禁止)	1本	-	左記漁具 の解禁日 から9月 30日まで	-	期間中 3,000円		なし	なし	
				引掛	1本				期間中 3,000円				
				投網	1張				期間中 4,000円				
内共 第19 号	葛川 漁協	大津市 葛川坊 村町237 番地の 37	あゆ	友釣 (あゆ ルアー は禁止)	1本	-	左記漁具 の解禁日 から9月 30日まで	-	期間中 3,000円		9,000円	区域①:貫 井堰堤から 中村発電所 放水口まで の安曇川 区域②:安 曇川合流点 から坂尻橋 までの針畑 川	なし
				引掛	1本				期間中 3,000円		なし		
				投網	1張				期間中 3,000円		なし		
			あまご	竿釣	1本				期間中 3,000円	9,000円			

